平成31年度地方財政計画等について

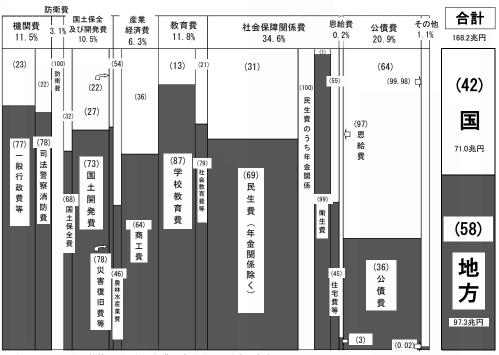


平成31年3月19日 総務省自治財政局

地方財政の現状

地方財政の果たす役割

- <u>我が国の内政を担っているのは地方公共団体</u>であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の 手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。
- 国と地方の役割分担(平成29年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分	野	公 共 資 本	教 育	福 祉	その他					
	○高速自動車道 国 ○国道 ○一級河川		〇大学 〇私学助成(大学)	助成(大学)						
	都	〇国道(国管理以外) 〇都道府県道	〇高等学校・特別支援 学校	〇生活保護 (町村の区域) 〇児童福祉	〇警察 〇職業訓練					
	道	〇一級河川(国管理以外) 〇二級河川	〇小・中学校教員の給 与・人事	〇保健所						
地	府	〇港湾 〇公営住宅	○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)							
	県	〇市街化区域、調整区域 決定								
方	市	〇都市計画等 (用途地域、都市施設) 〇市町村道	〇小・中学校 〇幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険	〇戸籍 〇住民基本台帳 〇消防					
	町	O + /11/1/11		〇介護保険						
	村	〇港湾 ○公営住宅 ○下水道		〇上水道 〇ごみ・し尿処理 〇保健所(特定の市)						

地方財政計画(通常収支分)の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

	地方財政計画	回(平成31年度))【89兆5,930億F	円]		(単位∶億円	
		補助56,338	国		費	15, 435 40, 903	~ 小中学校教職員等
	給与関係経費 203,307	地方単独	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::			50, 801 ◀	地方警察官 21,458 消防職員 12,515 高校教職員 16,828
		146, 969	地	方 犭	b	96, 168	│
		補助	国	- 1	費	95, 455	┃
補助等 59.8%		214, 845		方		119, 390	
\(\text{\text{III}} \\ \text{\tin}\text{\tett{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin\tinithtin\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texict{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\tin}\tinthint{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texit{\texit{\texi}\tinz{\text{\texi}\tint{\texitit{\texit{\tet{\texi}\text{\texi{\texi{\texi{\texi{\texi}\texit{\texi{\t	一般行政経費		国の事業団	<u>等へ0</u>	の出資金等	1,698	
単独 40.2%	384, 197	地方単独 141,804	地	方	ት 	140, 106	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など
		国保・後期高齢者 14,848	地:	方	費		│
		まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000	地:	方	費		
		重点課題対応分 2,700		方			
		直轄・補助	直轄事			6, 368	
直轄事業負担金	 投資的経費	(公共事業等)			豊	31, 485	
4.9%	投具的程度	69, 077	地	方	世	31, 223	
補助 48.2% 単独 46.9%	130, 153	地方単独 61,076	·······················地···:	方 扌	隻		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校など
		債 費 , 088	地	方 引	費		(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
		業繰出金 . 394	企業債の元利(上 記		係るもの 外		上下水道、病院(高度医療等)等
	そ	の 他 , 791		方			

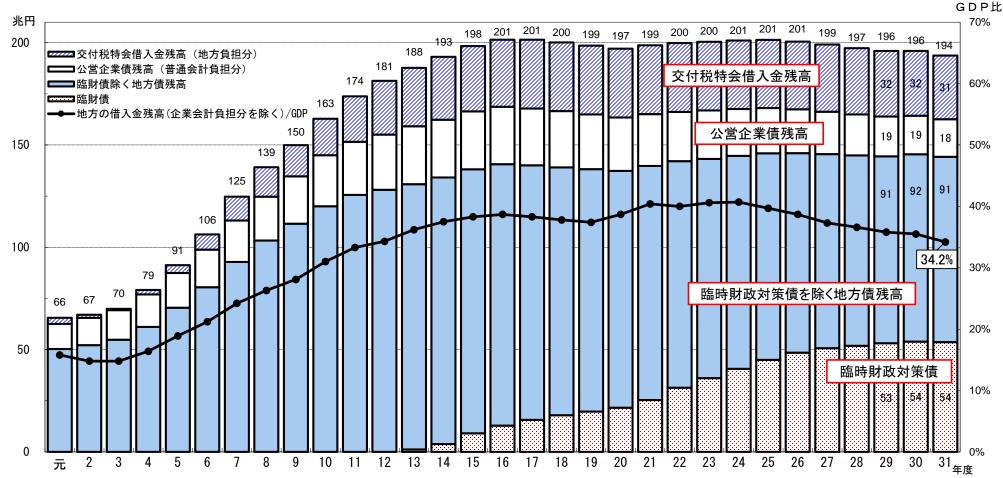
国及び地方の長期債務残高

(単位: 兆円程度)

			(1998年度末)	(2003年度末)		(2013年度末)	平成26年度末 (2014年度末) < 実績 >	(2015年度末)		(2017年度末)	(2018年度末)	平成31年度末 (2019年度末) < 予 算 >
国	188 (188)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	909 (854)	928 (875)
普通国 債 残高	161 (160)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	880 (825)	897 (844)
対GDP 比	39% (39%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	156% (147%)	159% (149%)	158% (149%)
地方	66	91	163	198	197	201	201	199	197	196	196	194
対GDP 比	16%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	36%	35%	34%
国·地方 合計	254 (253)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,105 (1,050)	1,122 (1,069)
対GDP 比	61% (61%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	193% (186%)	196% (188%)	197% (188%)	200% (190%)	198% (189%)

- (注1)GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度及び31年度は政府見通しによる。
- (注2)債務残高は、平成29年度までは実績値。平成30年度については、国は2次補正後予算に基づく見込み、地方は1次補正後地方債計画等に基づく見込み。
- (注3)東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。 平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、 平成30年度末:6.0兆円、平成31年度末:5.4兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円、平成31年度末:3.6兆円)を普通国債残高に含めている。
- (注4)平成29年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成30年度末、平成31年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
- (注5)交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成31年度末で31兆円程度)である。
- (注6)このほか、平成31年度末の財政投融資特別会計国債残高は92兆円程度。

地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成29年度までは決算ベース、平成30年度・平成31年度は見込み。
- ※2 GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度は実績見込み、平成31年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

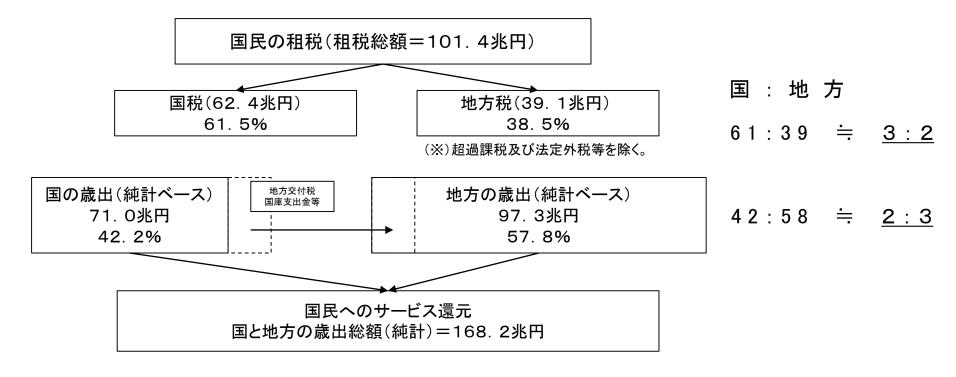
(参考)公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

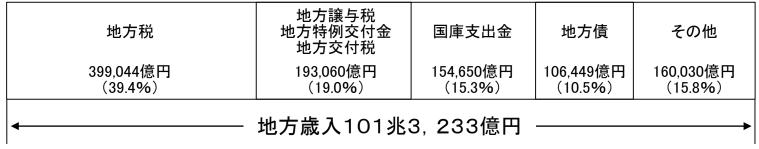
年度	H元	H2	Н3	H4	H5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	23	22

国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(平成29年度)



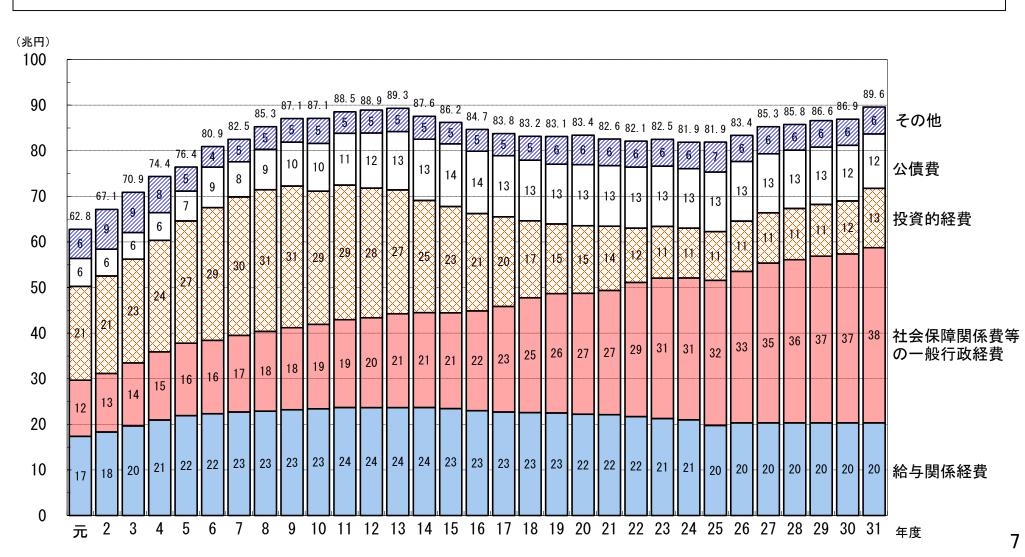
(2) 地方歳入決算の内訳(平成29年度)



(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

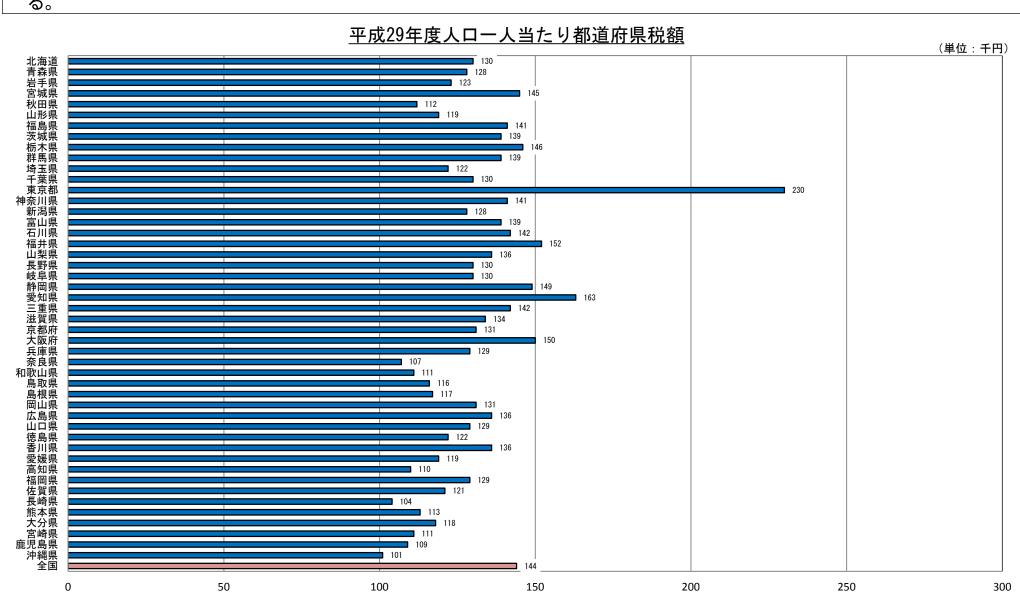
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する一方で、 給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



都道府県の税源偏在の状況

〇 地方の自主財源の基本である<u>地方税は</u>、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ<u>地域間での税源の偏在が大きく、平成29年度では、人口一人当たり税額でみると東京の23.0万円に対し、沖縄県は10.1万円と2.3倍の格差が</u>生じている。



平成29年度末の基金残高について

- 平成29年度末基金残高(東日本大震災等分を除く。以下同じ。)は、21兆9,778億円(前年度比4,273億円増)
- このうち、東京都及び特別区の基金残高は、4兆6,240億円(同3,012億円増) また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の基金残高は、17兆3,538億円(同1,262億円増)
- なお、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、平成29年度に国費を財源として 都道府県が積み立てた国民健康保険財政安定化基金の増加(全都道府県で1,911億円)が大きくなっている こうした特殊要因を除けば東京都及び特別区の合計は2,805億円増、東京都及び特別区以外の地方公共団体は444億円減

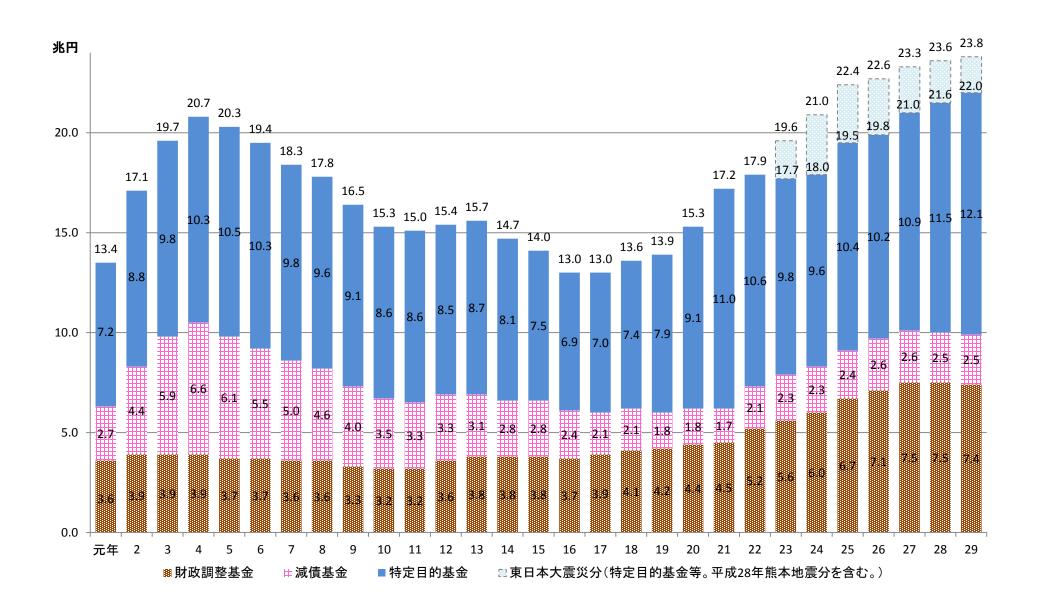
<東日本大震災等分*1 を除く基金残高*2 >

(単位:億円)

			平成2	9年度			平成2	8年度				増洞	複	(+12:16:13)
		財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	(参考) 国民健康保険財政 安定化基金除きの合計
者	I道府県	16, 038	10, 582	44, 740	71, 359	15, 592	11, 343	42, 887	69, 822	446	▲ 762	1, 853	1, 537	▲ 375
	うち東京都	7, 165	0	20, 391	27, 556	6, 274	0	19, 504	25, 779	891	0	887	1, 778	1, 572
	うち東京都以外	8, 872	10, 582	24, 348	43, 802	9, 318	11, 343	23, 383	44, 043	▲ 445	▲ 762	966	▲ 241	▲ 1,947
7	ⅳ区町村※3	58, 045	14, 114	76, 260	148, 419	59, 640	14, 094	71, 948	145, 682	▲ 1,595	20	4, 312	2, 737	2, 737
	うち特別区	6, 475	632	11, 577	18, 684	6, 529	665	10, 255	17, 450	▲ 55	▲ 33	1, 321	1, 234	1, 234
	うち特別区以外	51, 570	13, 482	64, 683	129, 735	53, 111	13, 429	61, 692	128, 232	▲ 1, 541	53	2, 991	1, 503	1, 503
全	団体	74, 083	24, 696	120, 999	219, 778	75, 232	25, 437	114, 835	215, 504	1 , 150	▲ 741	6, 164	4, 273	2, 362
	うち東京都 及び特別区	13, 640	632	31, 968	46, 240	12, 804	665	29, 760	43, 228	836	▲ 33	2, 208	3, 012	2, 805
	うち東京都 及び特別区以外	60, 443	24, 064	89, 031	173, 538	62, 429	24, 772	85, 075	172, 276	1 , 986	▲ 708	3, 956	1, 262	▲ 444

- ※1 「東日本大震災等分」は、平成28年熊本地震分(平成29年度:481億円、平成28年度:518億円)を含み、平成29年度:1兆7,744億円、平成28年度:2兆753億円
- ※2 「東日本大震災等分」を合わせた基金残高は平成29年度:23兆7,521億円、平成28年度:23兆6,257億円
- ※3 市区町村には一部事務組合等(平成29年度:1兆438億円、平成28年度:9,877億円)を含む

(参考) 基金残高の推移



平成31年度地方財政対策

国の予算と地方財政計画

- 〇 地方財政計画の作成過程において、翌年度の地方財政の収支が見込まれ、交付税法第6条に規定された交付税総額で収支が均衡するかが検証される。
- 収支不足が見込まれる場合、それに対処するための方策(地方財政対策)が講じられる。

一般会計(歳入)

国税5税の 一定割合 A

A < B

B-A分を地方財政対策により確保

<対策の手法>

交付税率引上げ 地方債の増発 一般会計加算

特別会計借入 など

<u>地方財政計画</u>

地方交付税 の必要額

歳入

В

- ・地方税
- •国庫支出金
- •地方債

など

歳出

- •給与関係経費
- 社会保障関係経費等の一般行政経費
- •投資的経費
- •公債費

など

地方交付税法において、地方財政全体として標準的な行政水準の提供のために必要な財源が 確保される仕組み→「マクロ面での財源保障」

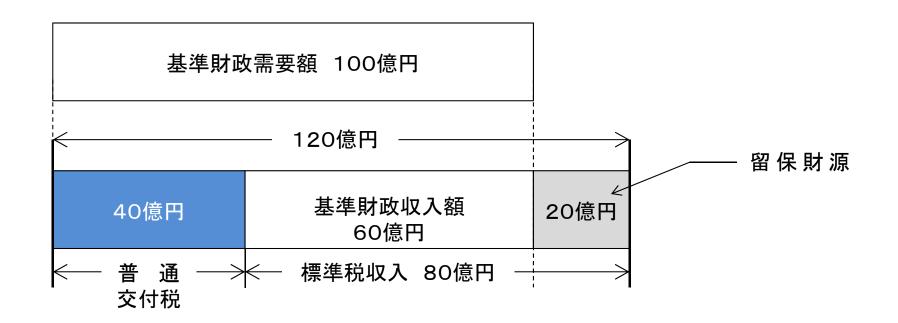
普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入 (基準財政収入額)を超える団体に対して交付

○ 基準財政需要額 = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額 単位費用(単価) × 測定単位(国勢調査人口等) × 補正係数

> 人口規模や 人口密度による コスト差等を反映

- 〇 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)
- 〇 算定例



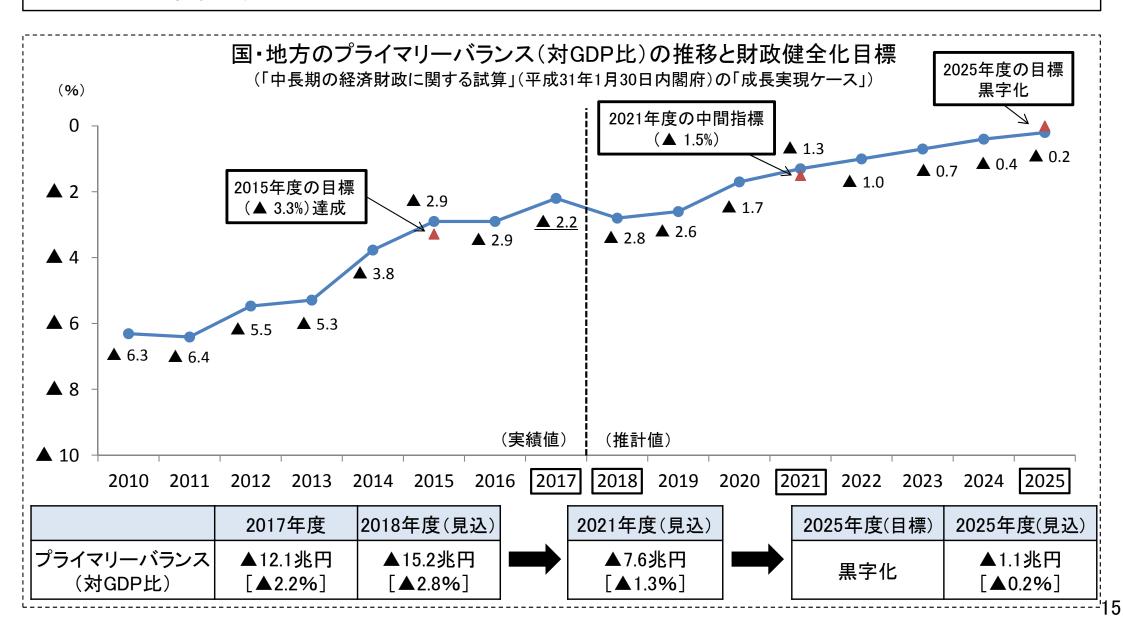
主な年間スケジュール

	スケジュール	その他
8月	地方交付税概算要求(仮試算)[平成30年度:8月31日]	
9月		経済財政諮問会議において
10月	国と地方の協議の場 [平成30年度:10月15日]	随時地方財政について議論
11月		
	特別交付税12月分交付決定[平成30年度:12月11日]	「予算編成の基本方針」閣議決定
12月	国と地方の協議の場 [平成30年度:12月17日]	[平成30年度:12月7日]
	地方財政対策決着 (交付税総額・一般財源総額の決定) [平成30年度:12月21日]	
1月		
2月	地方財政計画 地方交付税法·地方税法改正法案 □ 国会提出[平成30年度:2月8日]	
3月	特別交付税3月分交付決定[平成29年度:3月20日]	経済財政諮問会議において
υπ	法案成立 [平成29年度:3月28日]	随時地方財政について議論
4月		
5月	国と地方の協議の場 [平成30年度:5月29日]	
6月		「経済財政運営と改革の基本方針」 「閣議決定[平成30年度:6月15日]
7月	普通交付税交付決定[平成30年度:7月24日]	

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。



一般財源総額ルール等について

○経済財政運営と改革の基本方針2018(H30.6.15閣議決定) - 第3章 新経済・財政再生計画 -

一般財源総額ルール | <2019年度~2021年度>

財政健全化目標(※)と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間(2019~2021年度)内に編成される 予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- (1)、② (略)
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財 政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準 を確保する。

※財政健全化目標:

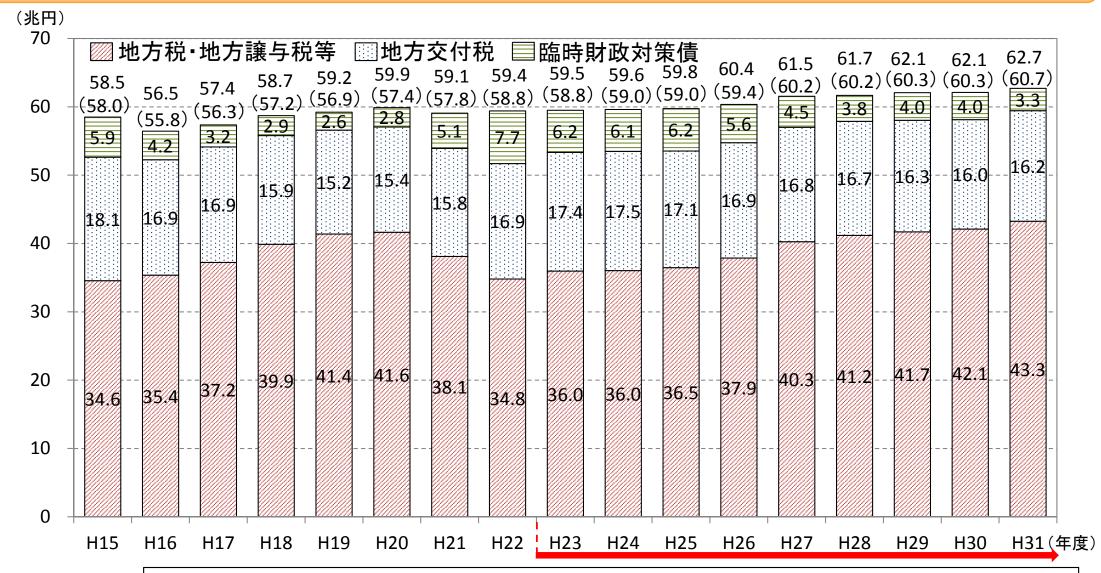
- ・経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- ・同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

参考

(臨時財政対策債関係)

- 地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の 発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。 (基金関係)
- 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比 較できるよう検討し、一覧化を目指す。

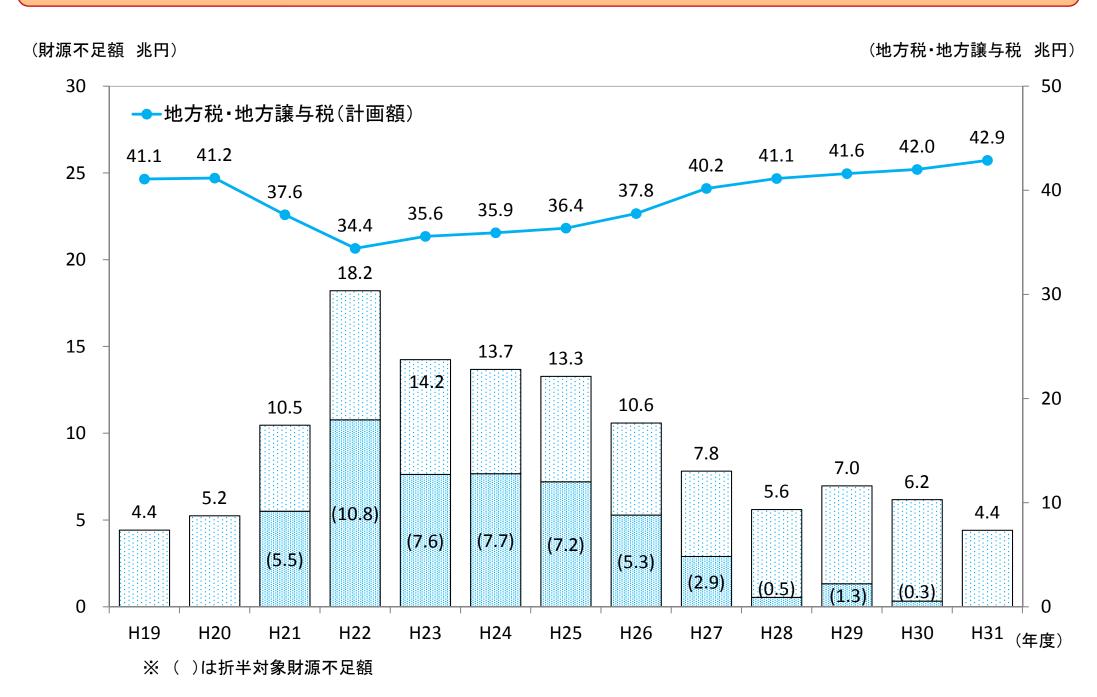
地方一般財源総額



平成23年度以降、閣議決定等により、一般財源総額について実質的に同水準を確保するとされている。 (H23~H25財政運営戦略、H26·27中期財政計画、H28~H30経済・財政再生計画、H31~H33新経済・財政再生計画)

- ※ 地方財政計画ベース
- ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた
- ※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
- ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

地方の財源不足額と地方税収



平成31年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- 一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

一般財源総額	62.7兆円(前年度比+0.6兆円、前年度 62.1兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.7兆円(同十0.4兆円、 同 60.3兆円)
• 地方税•地方譲与税	42.9兆円(前年度比 +0.9 兆円、前年度42.0兆円)
• 地方特例交付金 · 臨時交付金	0.4兆円(同十0.3兆円、同0.2兆円)
・ 地方交付税	16.2兆円(同十0.2兆円、同16.0兆円)
・臨時財政対策債	3.3兆円(同 ▲0.7 兆円、 同 4.0兆円)
	※端数処理のため合計が一致した12提合がある

(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

 平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引 上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額 国費により対応

平成31年度地方財政計画のポイント②

(3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

・ 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

・ 緊急対策に係る事業費1.2兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円を計上

(5) 地方財政の健全化

- ・ 地方財源不足が大幅に縮小し(⑩6.2兆円→⑪4.4兆円)、折半対象財源不足が解消(⑩0.3兆円)
- 臨時財政対策債は、前年度から0.7兆円抑制(304.0兆円→31)3.3兆円)

2. 東日本大震災分

〇震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円) を確保

平成31年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 89.6兆円 (+2.7兆円)

給与関係経費 20.3 (+0.0)

一般行政経費 38.4(+1.4)

うち まち・ひと・しごと 創生事業費 うち 重点課題対応分 経 費 13.0 (+1.4)

投資的

公債費 11.9 (▲0.3) その他 5.9 (+0.2)

歳入 89.6兆円 (+2.7兆円) 国 庫 支出金 14.7 (+1.1)

地方 債等 12.2 (+1.0) 建設地方債の

[0.8]

地方税·地方譲与税等 43.3(+1.1) 〔元利償還分〕3.3 (▲0.7) (▲0.7)

[3.3]

地方交付税 16.2(+0.2)

財源不足額 ③14.4兆円(▲1.8兆円)

1.0(同額)

0.3 (+0.02)

※折半対象財源不足は解消(▲0.3兆円)

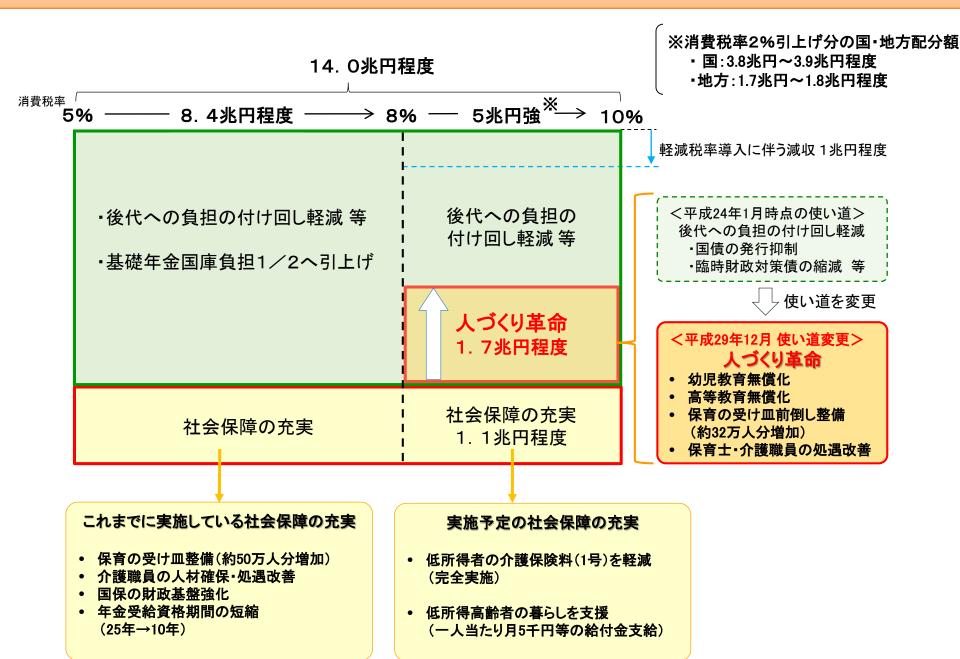
地方一般財源総額 ③ 62.7兆円(+0.6兆円)

<参考>臨時財政対策債発行額 ③3.3兆円(▲0.7兆円) うち元利償還分:3.3(▲0.5) 折半ルール分: -(▲0.2)

[0.4]

幼児教育の無償化

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1:現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園(未移行園)に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2: それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・ サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすこと が求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の				負担割合	
位置付け (予定)	区分		国	都道府県	市町村
施設型給付	│ │ │<新制度>保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
(地域型保育給付含む)	<利利及/休月別・幼稚園寺	公立	ı	ı	10/10
	<旧制度>私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
子育で支援	認可外保育施設	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4	
施設等利用給付 (仮称)	一時預かり事業、ファミリー・サポート・セン 病児保育事業	炒−事業、	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

幼児教育の無償化に係る財源確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な地方財源を確保。
- 〇 ただし、平成31年度(初年度)は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分(2,349億円)を措置する臨時交付金(子ども・子育て支援臨時交付金(仮称))を創設し、全額国費により対応。
- 平成32年度(2年目)以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源 総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとと もに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。
- 〇 また、幼児教育無償化の実施に当たって、平成31年度(初年度)及び平成32年度(2年目)の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間(~平成35年度)に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

<幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

(注)四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:億円)

法律上の位置付け	区公	区分		源負担割	合	平成31年度所要額				
(予定)	区刀	围	都道府県	市町村		围	都道府県	市町村	*	
子どものための 教育・保育給付	 <新制度>	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	
(施設型給付費(地域 型保育給付費含む))	保育所、幼稚園等	公立	I	_	10/10	818	0	0	818	
7770140	〈旧制度〉 私立幼稚園等	1/2	1/4	1/4	696	348	174	174		
子育てのための 施設等利用給付 (施設等利用費)	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38	
(心故守利用負)	預かり保育、一時預かり、? ファミリー・サポート・センタ		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39	
	合計					3,882	1,532	766	1,584	

※ 平成31年度の幼児教育無償化に係る地方負担分(上表太線枠囲み部分:2,349億円)については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

認可外保育施設の質の確保・向上について

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)(抜粋)

(3)認可外保育施設等

(質の確保)

- 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要。したがって、児童福祉法に基づく都道府県 (指定都市・中核市を含む。以下この節において同じ。)の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知(例:親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外)
 - 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲 での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚労省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・ 保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討。その際、国と地方が十分に協議を行い、結論を得る。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場 (「6. その他」参照)での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討。
- 子ども・子育て支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置く。
- 6. その他

(幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置)

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・ 厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置。
- 円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。

幼児教育無償化に係る臨時交付金の交付について

〇 幼児教育の無償化に係る地方負担分について、平成31年度(初年度)は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分について、「子ども·子育て支援臨時交付金」を創設し、全額国費措置。

1. 交付対象

幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づき各都道府県又は各市町村(特別区を含む。)が負担する部分に対して、各都道府県又は各市町村に直接交付。

- ※ ただし、平成30年度までの段階的無償化に係る負担部分及び私立幼稚園(新制度未移行)に対する現行の就園奨励費の負担部分に 相当する部分については、今般の幼児教育の無償化の対象とはならないことから、臨時交付金の交付対象外。
- **2. 交付総額** 2.349億円(下表赤枠部分)

<幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

(単位:億円)

-							· 1 1— · 1/0/1 3/	
		負担割合		平成31年度(半年分)				
区分	玉	都道府県	市町村	国·地方合	国·地方合計(億円)			
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 四 个		国	都道府県	市町村	
私立認可施設/認可外保育施設等	1/2	1/4	1/4	3,064	1,532	766	766	
公立認可施設	ı	ı	10/10	818	-	-	818	
合計				3,882	1,532	766	1,584	

※ 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

3. 算定時期及び交付時期

平成31年10月以降の基礎数値に基づき交付額を算定し、平成32年3月に交付。

4. 各地方団体に対する交付額の算定方法

交付総額を子ども・子育て支援法の改正により増大する各地方団体における以下の合算額により按分

- ① 平成31年度における子どものための教育・保育給付(無償化に要する費用に限る。)及び子育てのための施設等利用給付(現行の就園奨励費 に相当する費用は除く。)に要する費用うち、各地方団体が負担する額として総務省令で定めるところにより算定した額
- ② 平成31年度における地域子ども・子育て支援事業(補足給付に要する費用に限る。)に要する費用うち、各地方団体が負担する額として 総務省令で定めるところにより算定した額

5. 地方交付税との関係

交付金の収入額及び交付金を充てる地方負担の部分については、地方交付税算定上の基準財政収入額・基準財政需要額に算入しない。

防災・減災、国土強靱化 のための3か年緊急対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の概要

平成30年12月14日 閣議決定

国土強靱化

1. 基本的な考え方

- 〇本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、
 - ・防災のための重要インフラ等の機能維持
 - ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
 - の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、 特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

- ○緊急対策160項目
- ○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3) 避難行動に必要な情報等の確保

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.5兆円程度

おおむね2.8兆円程度 おおむね0.5兆円程度 おおむね0.2兆円程度

おおむね3.5兆円程度

おおむね0.3兆円程度 おおむね1.1兆円程度 おおむね2.0兆円程度 おおむね0.02兆円程度

$(\times 1)$

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね 0.6兆円程度を計上している ほか、民間負担をおおむね 0.4兆円程度と想定している。 平成30年度第一次補正予

算等において措置済みの 事業規模0.3兆円を含む。

 $(\times 2)$

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

- ○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(平成32年度)の3年間
- ○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に 計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

(2) 事業年度

平成31・32年度

- ※ 平成30年度補正予算(第2号)に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、 補正予算債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%)による措置を講ずる
- (3) 地方財政措置(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債) 充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:50%
- (4)事業費
 - 1. 2兆円 (平成31年度)

2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する 緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川(護岸、堤防、排水機場等)、農業水利施設(ため池、揚水・排水機場、水路等)、港湾・漁港防災 等

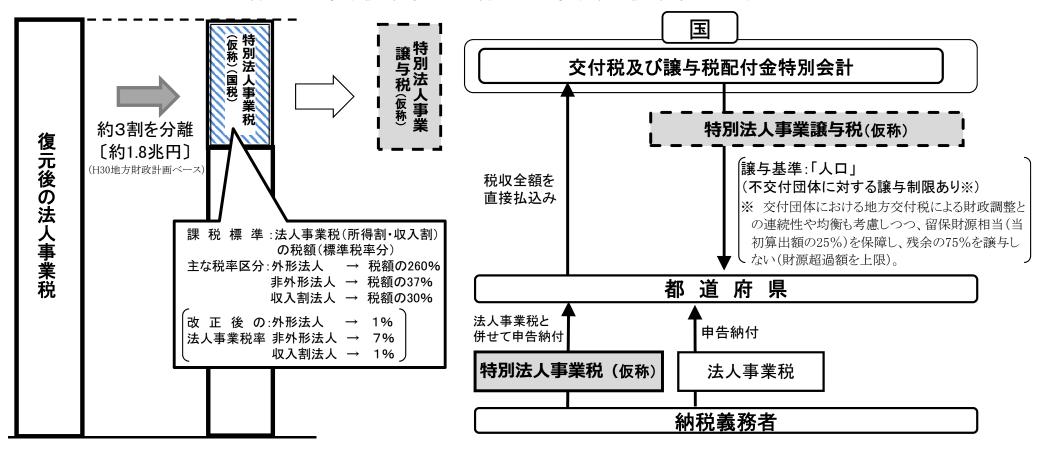
- (2) 事業年度
 - 平成31・32年度(「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の期間)
- (3) 地方財政措置(緊急自然災害防止対策事業債) 充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%
- (4)事業費
 - 0. 3兆円 (平成31年度)

地方法人課税の偏在是正等

地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して 大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、 特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

<特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み>

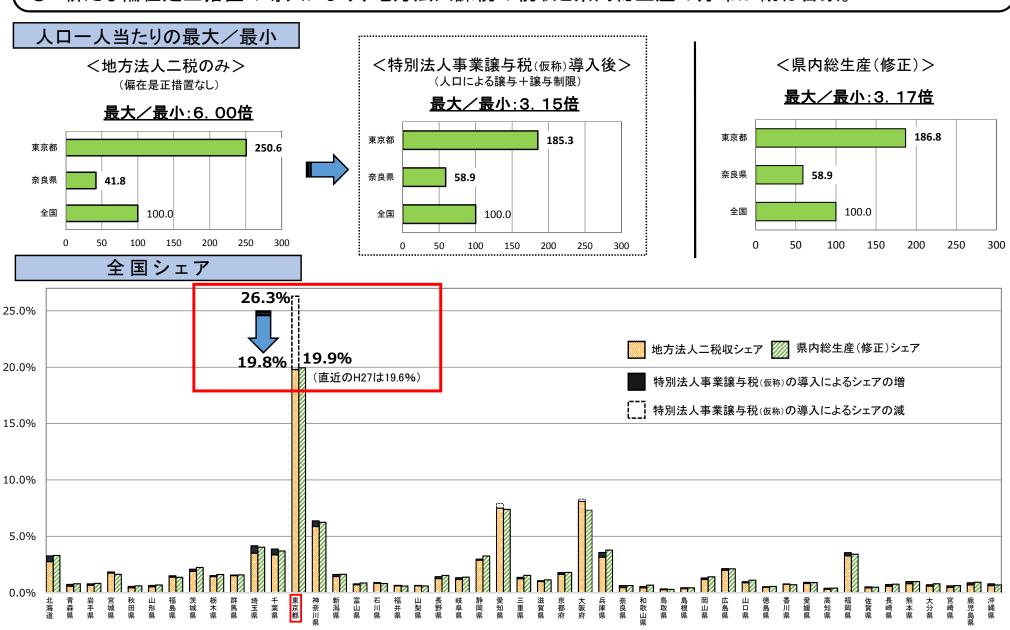


<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その 全額を地方のために活用する。

新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。 この構造的な課題を解決することが必要。
- 〇 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。



車体課税の大幅見直し(全体像)(案)

- 〇 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車 ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費 性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党 税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、 これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や 防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

〇 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

1,320億円程度(平年度ベース)

- 平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から引下げ。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

〇 地方税財源の確保

1,320億円程度(平年度ベース)

- グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税)
- エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)
- 環境性能割(自動車税)

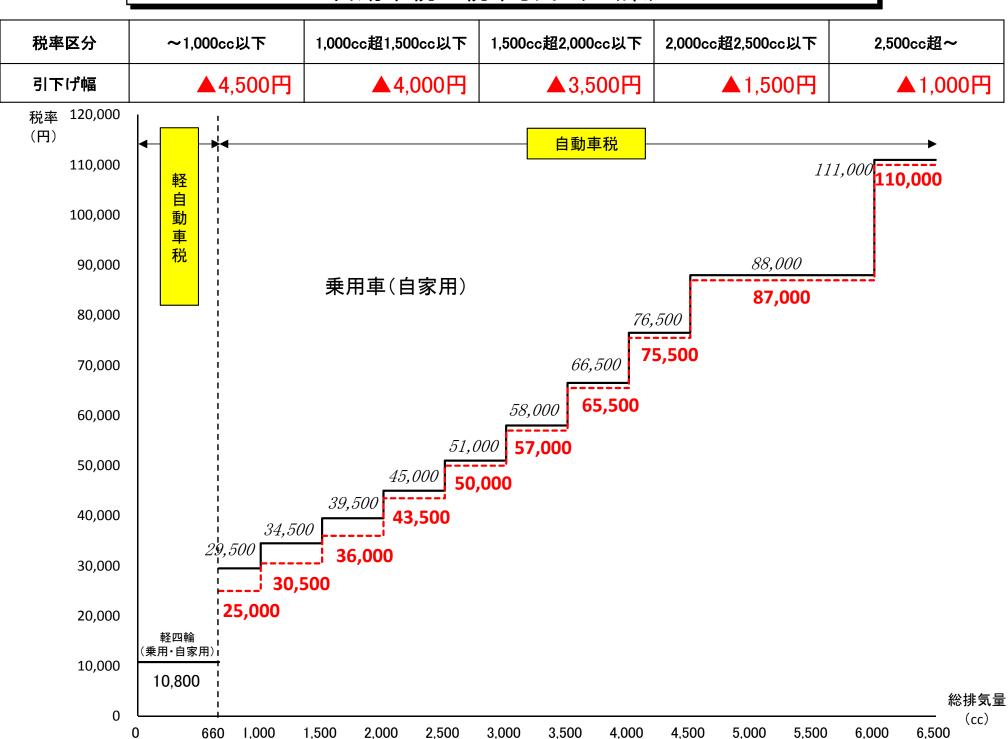
対象の重点化、 基準の見直し 等

- 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)
- 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

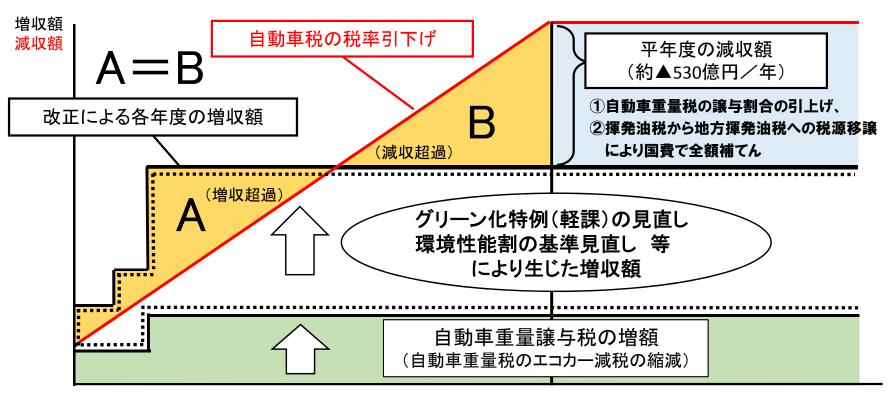
環境性能割の臨時的軽減

- ① 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した 自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2%等)
- ② ①による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

自動車税の税率引下げ(案)



地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)



平成46年度~平成47年度以降

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減(案)

- 〇 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車 (登録車及び軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。
- この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。
 - 1 対象 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)
 - 2 方法 環境性能割の税率を1%分軽減

[登録車]

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

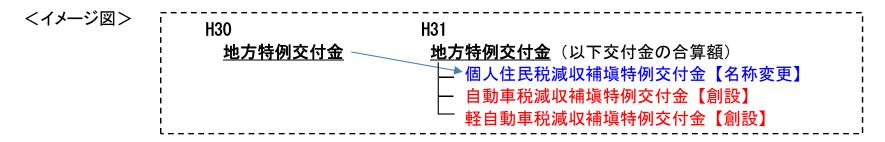
〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

- ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。
- ※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。
- ※ 平成31年度与党税制改正大綱においては、「全額国費で補てんする。」とされている。

環境性能割の臨時的軽減に伴う地方特例交付金の創設について

〇 平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補塡するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補塡するための特例交付金に加え、自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金を創設する。



1. 交付対象

- ・自動車税減収補塡特例交付金:都道府県、市町村(特別区を含む。)
- 軽自動車税減収補塡特例交付金:市町村(特別区を含む。)

2. 交付総額

	平成31年度	平成32年度	計
自動車税減収補塡特例交付金	225.8億円	201.8億円	427.6億円
軽自動車税減収補塡特例交付金	23.1億円	50.8億円	73.8億円
計	248.8億円	252.6億円	501.4億円

3. 交付時期 4月、9月(ただし、平成31年度は9月のみ)

4. 各地方団体に対する交付額の算定方法

- 自動車税減収補塡特例交付金
 - :各都道府県及び各都道府県内市町村の自動車税の環境性能割の減収見込額並びに市町村道等の延長及び面積に応じて按分
- · 軽自動車税減収補塡特例交付金
 - : 各市町村の軽自動車税の環境性能割の減収見込額で按分
- 5. 基準財政収入額への算入 交付額の75%

公営企業の経営改革及び公共施設等の老朽化対策

水道事業の課題

- ○普及率は97.9%(H27)。ほぼ整備が完了。
 - (最高は100%(東京都、大阪府、沖縄県)、最低は87.3%(熊本県)(H27))
- ○**料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。
- ○全国的に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、 今後、一層の増加が見込まれる。

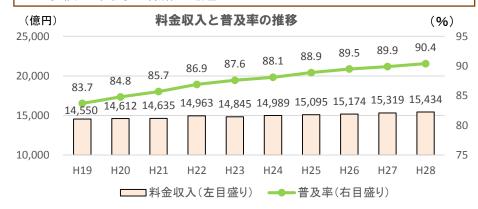




- <水道事業における広域化の取組>
- ○都道府県に対し、以下の項目を要請(28年2月)。
- ①平成28年度中に都道府県単位の広域化検討体制を構築 ⇒46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月) (※)既に広域化を行った東京都を除く
- ②平成30年度末までに検討を行い、検討結果を公表

下水道事業の課題

- ○<u>普及率は90.4%(H28)。整備途上の地域が残るなど、地域差が大きい。</u>
 - (最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))
- ○**料金収入**は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の 増などによって有収水量が微増し、**直近10年間は微増**。今後は、減少 が見込まれる。
- ○都市部を中心に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、今後、全国的な増加が見込まれる。





- <下水道事業における広域化の取組>
- ○総務省、国土交通省、農林水産省及び環境省の4省連名で、全都道 府県に対し、以下の項目を要請(平成30年1月)
- ①平成34年度までに広域化・共同化計画を策定
- ②平成30年度中の可能な限り早期に検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し計画策定に着手

水道・下水道事業の広域化等の推進

人口減少や施設の老朽化等に伴い、水道・下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化等の推進及び着実な更新投資の促進を図るため、地方財政措置を講ずる(H31~)

(下線部分が主な拡充箇所)

1 水道事業

- (1) 広域化の推進
 - ① 広域化に係る事業に対する地方財政措置
 - i)対象事業 複数市町村における広域化に伴い必要となる施設の整備について、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業も対象
 - ii)財政措置 地方負担額の1/2に一般会計出資債(<u>交付税措置率60%</u>)、 1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当
 - ② 都道府県の<u>広域化に関する計画策定等に要する経費</u> <u>について普通交付税措置</u>
- (2) 着実な更新投資の促進
 - ① 水道管路耐震化事業(※)について、期限を<u>平成35年</u> <u>度まで5年間延長</u>
 - ※通常事業分(過去3カ年の事業費の平均)に上積みして実施する事業費に係る地方負担額の1/4に一般会計出資債(交付税措置率50%)、3/4に水道事業債(交付税措置なし)を充当
 - ② ①のうち、経営条件の厳しさを示す指標等が一定水準以上の団体については、上積み事業費に係る地方負担額の1/2に一般会計出資債(交付税措置率50%)、1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当

2 下水道事業

- (1) 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置
 - ① 対象事業 複数市町村及び<u>市町村内</u>における広域化・共同化に伴い必要となる施設(終末処理場、接続管渠等)の整備
 - ② 財政措置 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密 度に応じ、元利償還金の28~56%を普通交付税措置(通常の建設 改良事業においては16~44%(事業費補正分))
- (2) 都道府県の「広域化・共同化計画」策定等に要する経費 について普通交付税措置
- ※ このほか、上水道・下水道事業において、事業統合に伴い、高料金 対策・高資本費対策の措置額が統合前の合算額を下回る場合につい て、激変緩和措置を講ずる。

公営企業会計の適用拡大

- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、公営企業会計の適用により、経営・資産の状 況を「見える化」し、中長期的な収支見通しに基づく経営基盤の強化等に取り組むことが求められる。
- 総務省においては、公営企業会計への移行を一層推進するため、新たなロードマップを策定し、支援方策を拡充。

新ロードマップ

<集中取組期間 H31~H35年度>

【主な要請内容】

- ・ 人口3万人未満の団体においても、簡易水道・下水道について、原則移行が必要
- ・ 上記以外の事業についても、できる限り移行が必要

【支援方策の拡充】

- 公営企業会計への移行に要する経費について、引き続き、地方財政措置
- ・ 公営企業会計の適用に係るマニュアル等を充実するとともに、専門人材派遣等、人的支援制度を拡充
- 都道府県に対し、特に小規模市町村への支援を要請するとともに、所要経費について、新たに普通交付税措置

【主な要請内容】

- ・ 人口3万人以上の団体においては、簡易水道・下水道(公共下水道・流域下水道)について、移行が必要。下水道(集落排水・浄化槽)についても、 できる限り移行が必要
- 人口3万人未満の団体においても、簡易水道・下水道について、できる限り移行が必要

「現行ロードマップと新ロードマップの関係]



公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋 梁、都市公園施設等)

(1)対象事業等

下表のとおり、長寿命化事業の対象を拡充

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業) (道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設) ※ 下線部分について拡充 ③ 転用事業 他用途への転用事業 ④ 立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた事業 ⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業	90%	財政力に 応じて 30~50%
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	_

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

(2)事業年度

- ①~⑤及び⑦は平成33年度まで
- ⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方 財政措置を講ずる)
- (3)事業費
 - 4,800億円(前年度同額)